

3月19日 第1回逗子海水浴場の運営に関する検討会発言要旨

今年の逗子海岸海水浴場の運営については、条例に規定された、砂浜での飲酒・バーベキュー・拡声器を使った音を出すことの禁止、他に畏怖を与える入れ墨の露出禁止といった事項は昨年同様とする。

規則で定めている海の家営業時間、音楽の扱いについては、当初、3月中の方針を決定すると申し上げていたが、その決定を1カ月延期し、その間に、まちづくりトーク、また、海岸組合と近隣住民との意見交換会などを行った上で、4月下旬の第2回検討会の議論を踏まえて方針を決定することとする。

現時点における市の考えとしては、今年の海の家運営ルールは、昨年の方針を基準としつつ、弾力的な運用を試験的に実施することとし、まず、海開きから7月末までの約1カ月間、試行として、音楽については組合が提案している出力が小さいスピーカーを使用することで近隣に迷惑のかからない形であればBGMのみを認める。

また、営業時間については、7月末までの間は、18時30分終了を原則としつつ、ファミリービーチとしての活性化のためにふさわしいイベントなどを観光協会・海岸組合等が実施する場合は、土日を中心に市長が必要と認めた日について、20時までの営業を許可することとする。

次に8月については、7月下旬に検討会を開いて、7月の状況を各メンバーの皆さんに評価いただき、海岸組合がルールを遵守し、安全で快適な海水浴場として適正に運営されているかどうかを見極めた上で、営業時間について20時を限度として、平日・週末及びお盆休み期間にどの程度の弾力的運用が適正かをご議論いただき、市として決定することとする。もし、海岸組合のルール遵守が徹底されない、あるいは治安が悪化した場合は、昨年同様の措置を含め、改めて検討することとする。